

説明会の主な質問と回答（10/4・5開催分）

1 幼稚園について

Q 3～5歳の教育が大切と言いながら、一方で幼稚園を平成34年度に閉園するというのは、おかしいのではないか？

A 3～5歳の教育は、国の方針であり、西脇市としても、この方針の下、複数年教育に対応していきます。

しかしながら、現状の幼稚園施設では、複数年教育に対応できません。また老朽化も進んでおり、将来的な園児数の減少も予測されることから、基本方針のとおり、一園統合化をした後、一定期間を移行期間として、就学前教育の質の向上を図っていくことで対応していきたいと考えています。

Q 幼稚園を一園に統合した際、通園バスが走ることになっているが、バス代の新たな負担が生じるのではないか？また、場所によっては、通園が遠くなり保護者の送迎の負担が増えるのではないか？

A 統合された幼稚園の利用については、住む地域により遠くなる方がおられます。料金等の負担については、今後、検討が必要であると考えています。

Q 市内で8園あるが、どの幼稚園に一園統合されるのか？

A まだ決まっていません。地域の実情なども考慮し、慎重に検討し、決めていかなければならないと考えています。

Q 3歳児から幼稚園に入園できるようになるのは平成27年度からなのか？平成29年度からなのか？

A 平成29年度からです。市立幼稚園では、3歳・4歳の就学前教育はこれまで経験がありません。平成27年度～28年度の2か年でしっかり準備し、安心して子どもを預けていただくようにします。

Q 一園統合後、閉園された幼稚園の施設はどのように利用されるのか？認定こども園として利用するのか？

A 閉園した幼稚園の敷地の利用については未定です。教育施設以外の別の用途の利用もあります。今後、慎重に検討していきます。

Q 幼稚園を閉園して認定こども園だけにしていくと、幼稚園を選ぶ人もいるのに選択の幅がなくなるのでは？

A 認定こども園は、全ての子どもに就学前教育と保育を提供できる施設です。幼稚園機能の核として幼稚園を一定期間存続し、その役割を終えたときに閉園していく、というように御理解いただきたいと思えます。

2 認定こども園について

Q 認定こども園化に当たっての施設の統廃合はどうか？

A 幼稚園と保育所を統廃合するのではなく、市立幼稚園を平成29年に一園に統合後、平成34年度末をもって閉園する計画です。また、認可保育所は認定こども園への移行をお願いしていきます。その際、施設整備が必要となる保育所については、施設整備を併せて進めていきます。

Q 認定こども園化される施設は、同じ場所に建つのか、場所が変わるのか？

A 現在のところ、決まっていません。具体的には、それぞれの保育所の事情がありますので、今後、保育所と調整していくこととなります。

Q 保育所の認定こども園化は、市内一斉になされるのか？

A 平成29年度を目標に、認可保育所に認定こども園への移行をお願いしていきます。

Q 保育所の実情により施設要件を満たさない場合、認定こども園に移行できない。施設整備の財政的な支援をしっかりと行ってほしい。

A 財政支援については、保育所と調整しながら、市の方針に照らし、実情に合った支援を行っていきたくと考えています。

Q 近隣市町の対応が早く、西脇市の対応が遅い。一つの要因として、施設整備の補助金の問題があるが、何か決まっていることはあるのか？

A 9月30日の保育所経営協議会研修会での説明時に、正式に決まっていないことを了解いただいた上で、担当課案を提示させていただいたところです。

Q 市内のある認可保育所では、3、4歳の保育をされていますが、5歳児の経験がない。職員がきちんと確保できるのか、現在の先生で対応できるのか等、保護者としては不安である。

当該保育所の場合、3、4歳の縦割り保育を行っているが、3、4、5歳の縦割りというのは、難しいと考える。そのような状況の中、5歳児の受入れの対応は、どのようにしていただけるのか？

A 市立幼稚園にとっても、3、4歳の教育は経験しておりませんし、一部5歳児を保育されている保育所はありますが、保育所にとっても経験の少ない部分であると考えています。

このため、平成27年度から幼稚園の先生と保育所の先生が互いに交流し、互いの経験を生かしながら、新しい西脇市の就学前教育を創っていきたいと考えています。

施設整備の面では、5歳児を受け入れていくことが困難な施設がありますので、認定こども園化に伴う施設整備をしていただくため、財政的な支援を行うこととしています。

Q 認定こども園への移行期間中は、幼稚園、保育所、認定こども園の三つの選択肢があると考えてよいか？また、保護者のメリットを教えてください。

A 市の方針は、就学前の教育、保育、子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」を推進していきたいと考えています。認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく、利用できる施設です。移行期間中は、一部利用希望に沿えない場合があるかもしれませんが、御理解いただきますようお願いいたします。

Q 平成27年度から西脇保育所が認定こども園となるが、入園申込みが殺到することが考えられる。その場合、どのように措置されるのか？

A 平成27年度、認定こども園となるのは西脇保育所だけで、市内全体では整備が整っていない状況にあります。また、西脇保育所の入園申込みも現時点では把握出来ない状況にあります。

制度の変革期であるため、利用の希望に添えない場合があるかもしれませんが、御理解をいただきますようお願いいたします。

Q 認定こども園になったとき、事務的な市のサポートはどのようになるのか？

A 認定こども園への移行当初を中心に、市の方針に沿って事務的なサポートをしていきたいと考えています。

Q 長時間保育はどのようになるのか？また保育料金はどのようになるのか？

A 保育が必要な場合の保育の時間は、保育標準時間（最長11時間）、

保育短時間（最長 8 時間）の 2 区分に分かれますが、おおむね午後 4 時以降は延長保育（長時間保育）となることが想定されます。

また、保育料（全体）は、基本的には保護者の所得により決まります。具体的な金額については、今後、国が定める基準をもとに市で決定します。

3 保育料について

Q 今年度は、5 歳児の保育料は幼稚園と保育所の料金は同じ水準だったが、来年は、保育料はどうなるのか？

A 今年度、5 歳児の保育所保育料は、幼稚園保育料 5,000 円、給食費 2,200 円、預かり保育料とおやつ代 8,000 円で、計 15,200 円に準じて、5 階層以上は、15,200 円としたところです。

新制度においても、国の基準は保護者の所得に応じた料金設定となり、保育標準時間利用や短時間利用の差はありますが、現行制度のような階層区分による保育料となる予定です。

保育料は、国の定めた基準をもとに、国の基準を上限として市で定めます。また、その差額を市が負担することになります。

現時点においては、国の基準が確定していないことや市負担分の予算の関係もありますので、明確にお示しできません。

しかしながら、担当としては、今年度と同等の水準とするように考えています。

Q 1 号認定と 2 号認定の保育料はどのようになるのか？

A 1 号認定は、現行の幼稚園と同様の利用形態であり、2 号認定は、その後の夕方までの利用形態となります。

今年度の 5 歳児の例にあてはめると、幼稚園保育料 5,000 円と保育所保育料 15,200 円の違いがあります。

新制度におきましても、利用時間に応じて料金設定をすることになります。また、1 号認定の年齢区分による料金設定については、現在のところ、決まっていません。

Q 認定こども園になれば、料金は変わってくると思うが、料金は平均して上がるのか？下がるのか？

A 国の公定価格がまだ確定していないので、お答えすることができない状況です。市としては、現行の保育所とそう変わらないと考えています。

Q 一世帯で幼児 2 人以上が通園する多子世帯の保育所保育料の軽減

措置は、新制度ではどうなるのか？

A 新制度になっても、同じ内容の扱いになると聞いています。

4 教育について

Q 教育委員会にコーディネーター（指導主事）を、各園1名ずつの8名程度を配置できないのか？

A コーディネーターについては、「西脇市就学前教育・保育の推進に関する基本方針（抜粋）」の3ページ3(3)カに記載しています。

今後、人数を検討していく必要がありますが、その時点の幼稚園の教諭の状況も考慮する必要があります。

また、コーディネーターが園に1日中、張り付いていくのか、園を巡回していくのか、また、保育教諭等が市の施設に集まるのか等、研修方法によっても人数が変わってくると思われます。

今後、先進地を参考に、本市の状況に合うよう総合的に判断して、検討していきたいと考えています。

Q 平成29年度の5歳児は、本来なら就学前教育を受けることができるはずであったのに、認定こども園で保育士さんに教えてもらう可能性があることになる。教育の質の問題で、2年間の研修で可能なのか？就学前教育の内容が詳しく決まっていれば教えてほしい。

A 幼稚園、保育園の先生は、幼稚園教諭と保育士の資格を併せ持っている方が多く、また新たに単位を取ってもらえれば保育教諭（保育士と幼稚園教諭両方の資格を併せ持つ）の資格が得られる。

今後の就学前教育については、専門家を交え、ともに研究を行い、カリキュラムを作成していきます。

Q 認定こども園では、幼稚園教育の質の確保をどのようにしていくのか？

A 幼稚園、保育所それぞれのよいところを合わせて、新しいよりよい就学前教育としたいと考えています。コーディネーターの先生を通じて、カリキュラムを実践していく新しい人材を育てていきたいと考えています。

現行の幼稚園の先生が、認定こども園に所属が変わるということではありません。

Q コーディネーターとは、どのような役割で、どういう形で行おうとしているのか？

A 認定こども園へ出向いて、また認定こども園の先生が来られての

相談、アドバイスなどがあるかと思えます。このため、経験豊かな先生にコーディネーターになっていただくこととしています。

Q 保育士と幼稚園教諭の資格は異なると考えますが、認定こども園で教育の部分を担当するのはですか？

A 保育士、幼稚園教諭のいずれかしか持たれていない方については、講習を受け、単位を取得いただき「保育教諭」という資格が取れることとなります。

また、両方の資格を持たれている方は、「保育教諭」という資格の書き換えがなされます。

Q 幼稚園がなくなり、保育所が認定こども園になっていけば、保育士不足が言われている中、さらに保育士が不足していくと思う。人材の確保はどのようにして行うのか？

A 市の方針に合った支援、たとえば、人件費等の補助金創設を考えています。

5 認可外保育所について

Q 認可外ひよこ保育園は、保育所、認定こども園どちらの分類になるのか？

A 市の方針では、今後、幼保連携型認定こども園を推進していきませんが、幼保連携型認定こども園が設置できるのは社会福祉法人の保育所となります。ひよこ保育園はNPO法人ですので、別の支援を考えていきます。

6 その他

Q 制度のこととか、この基本方針といったものを、幼稚園や保育所の先生に説明されているのか？

A この方針を決定する際は、「西脇市子ども・子育て会議」の本会議、部会を開催し、幼稚園、保育所等それぞれの代表者に入っただき、検討を進めてきました。当然、協議内容や方針等については、それぞれの組織、施設を通じて説明されているものと解釈しています。

Q 今回の説明会も含めて広報掲載、周知の仕方、決定の仕方はどうなる？

A 広報紙、ホームページ等を活用し周知に努めます。